平成３０年（フ）第１３６号
大阪府羽曳野市壺井９番地の１（302）
債務者　山本　則子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１４５号
大阪府富田林市若松町４丁目８番２―207号
債務者　丸山　　悟
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１５１号
堺市東区北野田31番地３　マイネ北野田303号
債務者　田村　奉文
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１５５号
堺市中区深井水池町2835番地11　ベーレン水賀池106号、前住所堺市中区八田北町10番地31　６棟101号
債務者　遠藤　　守
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１５８号
堺市北区百舌鳥赤畑町５丁437番地１、前住所大阪府豊中市新千里北町１丁目１番Ｃ３―209号
債務者　酒井　菜水（旧姓鶴田・平石）
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１５９号
堺市北区北長尾町１丁２番14号　ラフィーネ10号館603号
債務者　武政　菜月（旧姓鶴田・平石）
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１６１号
大阪府羽曳野市野10番地（202）
債務者　東浦　利絵
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１６９号
大阪府南河内郡太子町大字太子564番地の２
債務者　福原　文彦
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１７２号
大阪府柏原市平野２丁目18番11号
債務者　髙橋　友美
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１７３号
堺市北区新金岡町４丁４番６―107号
債務者　塩入　　武
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１７８号
堺市中区深井東町374番地17
債務者　平迫　浩二
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１８０号
大阪府富田林市高辺台３丁目４番44―304号
債務者　中島　博文
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１８１号
堺市北区新金岡町３丁３番25―504号
債務者　山口久美子（旧姓清家）
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１９４号
堺市堺区西湊町１丁６番１号　ＮＭキャトフ207号
債務者　神前　博志
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２号
沖縄県宮古島市平良字西里721番地19　学園前ハイツ301
債務者　土岐　悦子
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成３０年（フ）第７号
北海道美唄市東３条北６丁目４番15号
債務者　佐々木　聡
1　決定年月日時　平成30年３月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第４５号
盛岡市東見前４地割34番地６
債務者　藤村　耕司
1　決定年月日時　平成30年３月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部